

令和6年度
山梨県建設工事
総合評価実施要領等の
一部改定について



① 総合評価の適用タイプ選定方法の見直し

- これまで、総合評価落札方式の改定にあたっては、工事の品質を確保しつつ、発注者及び入札参加者双方の事務の軽減が図られるよう進めてきた。
- 令和6年度は、建設業の時間外労働上限規制の適用が開始されることから、業界における働き方改革の更なる促進のため、「特別簡易型」の適用範囲拡大を図ることとする。

(赤字部分は改定部分)

現行	(工事規模)	↑	3億円	↑	1億円	↑	5千万円	↑	1千万円	※ () 内は、加算点の満点の目安 【 】 内は、求める施工計画の数 (注1)：対象工事は別途「実施要領」に定める。 ↓ 「実施要領」に「特別簡易型II」が選択できる工種及び条件を定めた【別記3】が掲示されている
	簡易型 (30) 又は 標準型 (40) 【2項目】	簡易型 (25) 【1項目】 特別簡易型(II) (20)	簡易型 (30) 【2項目】	標準型 (30)	特別簡易型(I) (15)	特別簡易型(II) (20) (注1)	簡易型 (30) 【2項目】	特別簡易型(I) (15)	I・II III・IV V・VI (技術的難易度)	
改定	(工事規模)	↑	3億円	↑	1億円	↑	5千万円	↑	1千万円	※ () 内は、加算点の満点の目安 【 】 内は、求める施工計画の数 (注1)：対象工事は別途「実施要領」に定める。 ↓ 「実施要領」の【別記3】を改定
	簡易型 (30) 又は 標準型 (40) 【2項目】	簡易型 (25) 【1項目】 特別簡易型(II) (20)	簡易型 (30) 【2項目】 特別簡易型(II) (20) (注1)	標準型 (30) 【2項目】	特別簡易型(I) (15)	特別簡易型(II) (20)	簡易型 (30) 【2項目】	特別簡易型(I) (15)	I・II III・IV V・VI (技術的難易度)	

予定価格3億円未満、技術的難易度Ⅲ・Ⅳの範囲で、施工上の工夫を求める必要のある工事についてはこれまでどおり「簡易型」を基本とし、工夫の余地が少ない工事については、企業の実績等に加え、配置予定技術者の実績を併せて評価する「特別簡易型Ⅱ」の選択ができるものとする。
 これにより、工事の品質を確保しつつ、受発注者の入札契約事務の簡素化を推進する。

② 「工事成績(企業・配置予定技術者)」の評価基準の見直し

- 工事成績評定の平均点が上昇する中、今般の総合評価適用タイプ選定方法の見直しにより「特別簡易型」の工事が増加するため、工事成績が極めて重要となることから、評価点における分布の偏りを解消し、企業及び配置予定技術者の技術力をよりの確にとらえ評価するため、評価区分のしきい値を見直す。

(赤字部分は改定部分)

現行	企業														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事成績</td> <td>80点以上(算出対象工事が複数件)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">当該業種での過去※の工事成績評定点の平均点</td> <td>80点以上(算出対象工事が1件のみ)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>77点以上80点未満</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>72点以上77点未満</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>72点未満又は成績実績なし</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 過去2ヶ年度に完成または当該年度において公告日の前々月末までに完成した工事</p>	評価項目	評価基準	評価点	工事成績	80点以上(算出対象工事が複数件)	4	当該業種での過去※の工事成績評定点の平均点	80点以上(算出対象工事が1件のみ)	3	77点以上80点未満	2	72点以上77点未満	1	72点未満又は成績実績なし
評価項目	評価基準	評価点													
工事成績	80点以上(算出対象工事が複数件)	4													
当該業種での過去※の工事成績評定点の平均点	80点以上(算出対象工事が1件のみ)	3													
	77点以上80点未満	2													
	72点以上77点未満	1													
	72点未満又は成績実績なし	0													
改定	配置予定技術者														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事成績</td> <td>80点以上</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">当該業種での過去※の工事成績評定点の平均点</td> <td>75点以上80点未満</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>70点以上75点未満</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>70点未満又は成績実績なし</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 過去2ヶ年度に完成または当該年度において公告日の前々月末までに完成した工事</p>	評価項目	評価基準	評価点	工事成績	80点以上	3	当該業種での過去※の工事成績評定点の平均点	75点以上80点未満	2	70点以上75点未満	1	70点未満又は成績実績なし	0	
評価項目	評価基準	評価点													
工事成績	80点以上	3													
当該業種での過去※の工事成績評定点の平均点	75点以上80点未満	2													
	70点以上75点未満	1													
	70点未満又は成績実績なし	0													
	<p>・82点の評価区分を設定することにより、評価点における分布の偏りを解消し、企業及び配置予定技術者の技術力を的確に評価する。</p>														
改定	企業														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事成績</td> <td>82点以上</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">当該業種での過去※の工事成績評定点の平均点</td> <td>80点以上82点未満</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>78点以上80点未満</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>72点以上78点未満</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>72点未満又は成績実績なし</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 過去2ヶ年度に完成または当該年度において公告日の前々月末までに完成した工事</p>	評価項目	評価基準	評価点	工事成績	82点以上	4	当該業種での過去※の工事成績評定点の平均点	80点以上 82点未満	3	78 点以上80点未満	2	72点以上 78 点未満	1	72点未満又は成績実績なし
評価項目	評価基準	評価点													
工事成績	82点以上	4													
当該業種での過去※の工事成績評定点の平均点	80点以上 82点未満	3													
	78 点以上80点未満	2													
	72点以上 78 点未満	1													
	72点未満又は成績実績なし	0													
改定	配置予定技術者														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事成績</td> <td>82点以上</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">当該業種での過去※の工事成績評定点の平均点</td> <td>80点以上82点未満</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>78点以上80点未満</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>72点以上78点未満</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>72点未満又は成績実績なし</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 過去2ヶ年度に完成または当該年度において公告日の前々月末までに完成した工事</p>	評価項目	評価基準	評価点	工事成績	82点以上	4	当該業種での過去※の工事成績評定点の平均点	80点以上 82点未満	3	78 点以上80点未満	2	72点以上 78 点未満	1	72点未満又は成績実績なし
評価項目	評価基準	評価点													
工事成績	82点以上	4													
当該業種での過去※の工事成績評定点の平均点	80点以上 82点未満	3													
	78 点以上80点未満	2													
	72点以上 78 点未満	1													
	72点未満又は成績実績なし	0													

③ 週休2日制の標準化に伴う評価の解消

- 公共工事における建設業の働き方改革の一環として取り組んできた「週休2日制適用工事」の取組みが、令和6年4月からの建設業の時間外労働上限規制の適用に伴い、発注時における完全実施に移行することから、受注者希望型の工事に適用してきた週休2日制宣誓企業への評価は、解消する。

(赤字部分は改定部分)

<p>現行</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象工事 週休2日制を「受注者希望型」として発注する工事 (「発注者指定型」(予定価格5千万以上)は対象外) 評価内容 当該工事において、山梨県各部局で別に定める「週休2日制適用工事实施要領」等に基づき、4週8休以上工事現場を閉所する週休2日制適用工事の実施を宣誓した企業を評価。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用あり</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用なし</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	配点	適用あり	1	適用なし	0
評価基準	配点							
適用あり	1							
適用なし	0							
<p>改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 評価の解消 	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p>評価なし</p> </div>						

④ 「継続教育(CPD)の取組状況」の暫定措置の解除

- 継続教育(CPD)の各種研修等の開催がコロナ感染拡大前の状態に戻ったことから、証明対象期間の暫定措置を解除する。

(赤字部分は改定部分)

<p>現行</p>	<ul style="list-style-type: none"> 評価内容 継続教育(CPD)の証明対象期間について、新型コロナウイルス感染症の影響による講習会の中止状況等に鑑み、「<u>過去2年以内</u>」に延長する暫定措置を行っている。 対象工事(業務) 全部局が発注する特別簡易型(I)以外の全ての工事 (県土整備部が発注する簡易型・特別簡易型の建設コンサルタント業務) 評価点 1点
<p>改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 評価内容 暫定措置の解除 継続教育(CPD)の証明対象期間をコロナ禍前の「<u>過去1年以内</u>」に戻す。 対象工事(業務)、評価基準、評価点の変更はなし